

<記入例>

様式第1号 (第2条関係)

給食施設設置届

年 月 日

宮城県知事

殿

① 給食施設設置者 住所 〇〇市 〇〇町 〇丁目〇-〇

氏名 社会福祉法人 〇〇会  
理事長 宮城 太郎

{ 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 }

② 下記のとおり給食施設を設置しましたので、  
{ 健康増進法第20条第1項  
健康増進法に基づく指導等のための届出

に関する条例第2条第1項 } の規定により届け出ます。

記

③	給食施設の名称	社会福祉法人 〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇苑
④	給食施設の所在地	(〒 *** - **** ) 〇〇市 〇〇町 〇丁目〇-〇 電話番号 ***-****-**** ファクシミリ番号 ***-****-****
⑤	給食開始日又は給食開始予定日	令和 〇年 〇月 〇日
⑥	給食施設の種類	1. 学校 (単独校・共同調理場の別: ) (配食学校名) _____ 2. 病院 3. 介護老人保健施設 4. 介護医療院 5. 老人福祉施設 6. 児童福祉施設 7. 社会福祉施設 8. 矯正施設 9. 寄宿舍 10. 事業所 11. 一般給食センター 12. その他 (自衛隊等)
⑦	1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝: 100食 昼: 120食 夕: 100食 その他: 食 1日: 3回 1日の延べ食数: 320食 (入所定員90人, ショートステイ定員10人, デイサービス定員20人)
⑧	栄養士等配置数	栄養士数: 1人 管理栄養士数: 1人

<記入例>

(様式第4号)

給食施設の 種類	食事提供施設名 (配食先)	1日及び各食ごとの予定給食数					許可病床数又は 定員数
		朝 (食)	昼 (食)	夕 (食)	その他 (食)	1日延 食数 (食)	
記入例1 学 校 (共同調理場)	〇〇小学校		500			500	
	〇〇小学校		300			300	
	〇〇中学校		400			400	
合 計			1200			1200	
記入例2 幼 稚 園	〇〇幼稚園		30			30	
保 育 所	〇〇保育所		20			20	20
合 計			50			50	
記入例3 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム〇〇苑	90	90	90		270	90
	特別養護老人ホーム〇〇苑 (ショートステイ)	10	10	10		30	10
	〇〇苑デイサービス センター		20			20	20
合 計		100	120	100		320	

(記入上の注意)

- ①定員等の定めのある施設は、各食ごとの予定給食数は実際に提供する食数ではなく、許可病床数又は定員数とする。
- ②定員等の定めのない施設は、許可病床数及び定員数は斜線を引く。
- ③合計欄は給食施設設置届けの1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数に記載する値と一致する。

<記入方法>

項 目	内 容
①給食施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設設置者の住所、氏名を記入してください。</li> <li>・法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。</li> <li>・市町村立の施設の場合は、市町村長名を記入してください。</li> </ul>
②届出義務の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回又は1日の給食数により、「健康増進法第20条第1項」または「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第1項」のいずれか該当するものを○で囲んでください。</li> <li>○「健康増進法第20条第1項」：特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）に該当する施設。</li> <li>○「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第1項」：その他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）に該当する施設。</li> </ul>
③給食施設の名称	給食施設の正式名称を記入してください。
④給食施設の所在地	給食施設の所在地の郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号を記入してください。
⑤給食開始日又は給食開始予定日	給食の開始日又は開始予定日を記入してください。
⑥給食施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表1「特定給食施設等の種類」に基づき、該当する番号に○をしてください。</li> <li>・学校の場合は、単独校・共同調理場の別と、配食学校名も併せて記入してください。</li> </ul>
⑦1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設時における予定給食数を記入するとともに、許可病床数又は入所定員の定めのある施設については、括弧書きにてその数を記入してください。</li> <li>・病院、介護老人保健施設、介護医療院にあつては、予定給食数には、許可病床数または入所定員数を記入してください。</li> <li>・上記以外の施設で、予定給食数が不明の場合は、定員による届出でも構いません。その後おおむね半年間の状況で、別表2「施設区分表」に関わる食数の変更があった場合には変更届が必要になります。</li> <li>・学校、児童福祉施設の職員食は、予定給食数に含めてください。</li> <li>・児童福祉施設、老人福祉施設等における間食の食数は、1日の延べ食数に含めないでください。</li> <li>・共同調理場や複合施設のように複数の施設に食事を提供している場合には、「様式第4号」により配食先の状況を記入し、設置届に添付して提出してください。</li> <li>・提供食数が日々変動する場合、1日の食数は、想定される1ヶ月の延べ給食数を給食日数で割った数を記入してください。各食の予定給食数も同様です。</li> <li>・交代勤務制のある事業所等において、朝・昼・夕の区分ができない場合には、その他の区分に給食数を計上してください。</li> </ul>
⑧栄養士等配置数	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の管理栄養士、栄養士の数を記入してください。また、以下の場合も計上してください。</li> <li>・給食業務を委託する場合は、受託者側の管理栄養士・栄養士の数も含めてください。</li> <li>・複数の施設を兼務する場合は、主となる施設にのみ計上してください。</li> <li>・臨時職員及びパートタイム職員のうち、勤務時間が1日6時間以上かつ週4日以上で、1年間以上継続して雇用されている場合は、常勤として取り扱い、計上してください。</li> <li>・産休などの長期休暇を取得している場合も計上します。代替職員は計上しません。</li> </ul>

(別表1) 特定給食施設等の種類

種 類	該当施設	関係法令
学校	幼稚園, 小学校, 中学校, 高校, 特別支援学校, 大学, 幼稚園型認定こども園	学校教育法 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	専修学校, 各種学校	学校教育法
	学校給食共同調理場	学校給食法
病院	病院	医療法
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ユニット型介護老人保健施設	介護保険法
介護医療院	介護医療院	
老人福祉施設	養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設, 老人福祉センター, 老人介護支援センター	老人福祉法
児童福祉施設	保育所(認可外保育施設も含む。), 乳児院, 助産施設, 母子生活支援施設, 児童厚生施設, 児童発達支援センター, 児童家庭支援センター, 幼保連携型認定こども園, 保育所型認定こども園, 地方裁量型認定こども園 児童養護施設, 福祉型障害児入所施設, 児童心理治療施設, 児童自立支援施設	児童福祉法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
社会福祉施設	救護施設, 更生施設	生活保護法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)
	障害者支援施設等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)
	婦人保護施設	売春防止法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法
事業所		労働基準法別表第1に掲げる事業の事業場
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設。社員研修所の寮など, 利用者が数日単位で変わる場合も含む。	—
矯正施設	刑務所, 少年院, 少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 少年院法 少年鑑別所法
自衛隊		—
一般給食センター	特定の施設に対して継続して食事を供給している施設	—
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設。警察学校, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅	—

(別表 2) 施設区分表

給食施設の区分		根拠法令	1 回当たりの 予定給食数	1 日当たりの 予定給食数
I 特定給食施設		法 20 条 規則 5 条	100 食以上	250 食以上
II 指定施設	① 医学的な管理を必要とする 者に食事を供給する特定給 食施設	法 21 条 第 1 項 規則 7 条	300 食以上 ※許可病床数 (又は入所定 員)	750 食以上
	② ①以外の管理栄養士による 特別な栄養管理を必要とす る特定給食施設		500 食以上	1,500 食以上
III その他の給食施設		条例	50 食以上 100 食未満	100 食以上 250 食未満